

佐賀県過疎地域自立促進計画

平成28年度～平成32年度

平成28年3月

佐賀県

目 次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興（含む雇用の創出）	4
(1)	農業の振興	4
(2)	林業の振興	4
(3)	水産業の振興	4
(4)	地場産業の振興	5
(5)	企業の誘致対策	5
(6)	起業の促進	5
(7)	商業の振興	5
(8)	観光又はレクリエーション	6
(9)	港湾の整備	6
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	9
(1)	基幹的な市町村道等の整備	9
(2)	国・県道等の整備	9
(3)	交通確保対策	11
(4)	情報通信施設整備、情報化の促進	11
(5)	地域間交流の促進	12
4	生活環境の整備	12
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	12
6	医療の確保	14
(1)	無医地区対策	14
(2)	その他の医療の確保	15
7	教育の振興	15
8	地域文化の振興	15
9	集落の整備（含む定住促進）	16
10	過疎地域市町に対する行財政上の援助	16
(1)	農業の振興	16

(2)	林業の振興	18
(3)	水産業の振興	19
(4)	企業の誘致対策	20
(5)	交通通信体系の整備	20
(6)	生活環境の整備	21
(7)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	22
(8)	医療の確保	23
(9)	教育の振興	23
(10)	地域文化の振興	25
(11)	集落の整備	25
(12)	その他	26

佐賀県過疎地域自立促進計画

1 基本的な事項

本県の過疎地域は、県下20市町のうち9市町（このうち4市は、一部の区域が過疎地域とみなされる市）である。対象地域を地理的な条件から大別すると、脊振山系に属する北部山間地域、玄界灘に面した北部沿岸地域、天山山麓から北西部に至る県央地域、佐賀平野に面した杵島地域、有明海に面した南部沿岸地域の5地域である。

過疎地域においては、少子高齢化の進行と人口流出が依然として続いているほか、地域の産業経済が停滞し、生活基盤も都市部と大きな格差が残されているなど、現在もなお厳しい状況が続いている。一方、地域間の交流の拡大、情報通信技術の進展、住民の価値観の多様化等、時代の潮流が大きく変化している中で、過疎地域は美しく風格ある国づくりへの寄与、癒しの空間としての役割とともに、地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することが求められている。

このことから、今後とも、各地域の特性に応じて、各地域の自主性、主体性、創意工夫により、積極的に各種施策を実施することが極めて重要であり、今後、重点的に取り組むべき分野としては、産業振興の強化と雇用の創出、情報通信基盤の整備と活用、都市と農山漁村等の地域間交流の促進、少子高齢化対策、CSO等をはじめとした住民参加・協働による地域経営などがあげられる。

各種施策の実施に当たっては、厳しい財政状況の中にあっても、限られた財源の効率的な配分に留意し、施策の重点化を図るとともに、ソフト面の施策については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持・活性化、若者やUJIターン者の定住促進、地域の実情に応じた企業誘致、起業への支援、地域資源を活用した地場産業の育成などによる就業の場の確保、利用率が低調な既存公共施設の効率的、効果的な運営が求められる。また、地域住民のより良い生活環境の確保のために、市町間の連携、住民との協働、各種施策の有機的な連携など、各地域の創意工夫により積極的に取り組む必要がある。

過疎地域の自立促進に当たっては、それぞれの地域の豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、産業の振興、生活環境の整備等により、若者の定住の促進、高齢社会及び情報化への適切な対応を図っていくため、県は関係機関と協力して、また、県民協働により、次のような方針で、地域ごとの特性と創意工夫を活かした自立促進のための方策を推進する。

なお、本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

※ CSOとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA等の組織・団体も含め「CSO」と呼称している。

過疎地域区分

地域区分	過疎地域
北部山間地域	佐賀市のうち旧富士町及び旧三瀬村の区域 唐津市のうち旧七山村の区域、神埼市のうち旧脊振村の区域
北部沿岸地域	唐津市のうち旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町の区域
県央地域	唐津市のうち旧相知町の区域、多久市
杵島地域	武雄市のうち旧北方町の区域、大町町、江北町、白石町
南部沿岸地域	太良町

各地域の特性及び方針

○北部山間地域

脊振山地に挟まれ、福岡都市圏域及び佐賀市市街地に近接しており、今後も観光入り込み客が安定的に見込めることから、地域間交流の促進、観光レクリエーション施設の整備を図る。

また、夏季冷涼な気象条件、緑豊かな自然条件を活かして、福岡都市圏域等の住民に「いやし」を提供するために、自然の活用と保全、地場産業（農業、林業）と観光との融合を図るとともに、地域の住民が快適な生活を満喫できるように生活環境の整備や教育等の充実を図る。

○北部沿岸地域

玄海の美しい景観と新鮮な海の幸、大陸との交流と歴史のロマンなどを活かして、今後も観光入り込み客が安定的に見込めることから、観光リゾート基地の形成に努め、広域観光ルートの整備を図る。

また、地場産業である農業及び漁業と観光との連携強化を図るためにも、地域の基幹産業である農業生産の安定と水産業の積極的な振興、加えて地域資源の活用による産業の振興及び起業を図り、地域の自立を促進する。

さらに、交通体系、生活環境及び医療体制の整備による定住を促進する。

○県央地域

県都佐賀市から第2の都市唐津市を結ぶ交通の要路にある。野菜・果樹等農産物に恵まれ、また、多数の誘致企業及び店舗が立地しており、しかも本県のほぼ中央部に位置し、通勤等の便利がよいことから定住環境等の整備を図るとともに、北部山間地域や北部沿岸地域とを有機的に結びつけた観光地としての振興を目指す。

さらに、九州横断自動車道 I C 及び西九州自動車道 I C を活用した流通基地の整備と地域の農産物等の生産・加工・販売・宣伝を一体化した農林業の複合的経営手法の積極的導入及び商工業の振興を図る。

○杵島地域

九州横断自動車道及び西九州地域への鉄道・道路の結節点である立地性を活かし、地域間の連携強化や交流促進のための道路整備を実施するとともに、情報通信網を活用し、旧産炭地を中心とする地域への企業の積極的誘致を図るとともに、観光施設の整備や広域観光情報の提供機能の整備を図る。

また、住民にとって住み良い生活環境の整備や、本県の貴重な資源である有明海の水質を守るためにも、下水道等污水处理施設の整備を促進する。

○南部沿岸地域

自然豊かな山と海に恵まれ、年間を通じて季節の山海の食材を提供できることから、食材豊かな地域として情報発信を行い、交流人口の拡大を図る。

また、農林水産一次産品に地域内で付加価値を加え、観光との融合により地域の雇用を確保し、地域の活性化を図る。

2 産業の振興（含む雇用の創出）

（1）農業の振興

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷や生産コストの増加等による農業所得の伸び悩み、農業用水利施設等の老朽化による維持管理費の増加、さらには中山間地域を中心とした耕作放棄の増加、有害鳥獣被害の発生など厳しい状況にある。

本県の農業・農村の一層の発展を図っていくためには、すばらしい佐賀の農産物を「つくる」技術や創意工夫を大事にしながら、佐賀の強みを生かした優れた農産物づくりなど、マーケットインによる競争力のある農産物づくりや、次世代の担い手の確保などを推進する。

また、生産基盤の整備や農業用水利施設の適切な維持・管理をはじめ、ワイヤーメッシュ柵等の導入による有害鳥獣対策や、日本型直接支払制度等を活用し、国土の保全や水源涵養などの多面的機能を踏まえた地域振興対策を図る。

過疎地域においては、それらに加えて、自然条件などの地域資源を活かし、果樹、野菜、花き畜産等の高収益農業や地域農産物を活かした6次産業化の展開、さらには、農産物直売所や観光農園等を活用したグリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大など多彩な取組を推進する。

また、中山間地域においては、夏に涼しい気候条件や棚田などの地形条件を生かした特色ある多彩な農業生産活動、棚田の景観などの特性を活かした都市との交流を促進するため、地域の実情に即した生産基盤の整備や、快適な農村環境づくりなどを推進する。

（2）林業の振興

森林資源を循環利用し、林業・木材産業の振興を図るため、県産木材の生産から流通・加工、消費に至る一貫した取組を推進する。

具体的取組として、間伐・枝打ち等を適正に実施するとともに、林業採算性の向上を図り、安定した木材生産を確保するため、森林作業の機械化や集約化を推進する。併せて、森林の管理・経営を安定的に持続できるよう、森林組合などの林業事業体や意欲ある林家への経営・施業の集約化を進めるとともに、地域リーダー、林業研究グループ等の後継者の育成・確保を図る。

また、県産木材の需要拡大を図るため、製材・加工・流通における安定供給体制づくり、公共施設・公共工事等における県産木材の利用拡大を推進するとともに、地球温暖化等の環境問題に対する関心が高まる中、再生利用が可能で環境にやさしい木材の良さや利用について、県民への啓発普及を推進する。

さらに、山村地域の活力を維持向上させるため、しいたけなど特産林産物の生産振興を図るとともに、豊かな自然環境など山村特有の地域資源を活用し、特色ある地域づくりと生活環境の改善等による定住条件を整備する。

（3）水産業の振興

水産業の振興に当たっては、需要の動向に即した水産物の生産を目指し、漁業生産の

増大と漁家経営の安定向上を図る。

このため、種苗放流を中心とした栽培漁業と育成場である漁場の整備と併せて、資源管理を一体的に推進するとともに、養殖業の振興に資するため、漁場環境の維持・保全に努める。

また、漁港施設の長寿命化や機能強化を図るとともに、漁港における就労環境の改善、漁港海岸の保全整備を促進する。

(4) 地場産業の振興

県産品の製造・販売の事業者に対し、多様化・高度化する生活者ニーズに的確に対応できるよう商品開発力や商品価値の訴求力、技術力の強化、人材の育成、販路拡大、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信等、経営資源の充実・強化を支援し、県産品の売上拡大を図る。

(5) 企業の誘致対策

企業誘致により、新たな雇用機会の創出と、これに伴う地域経済の活性化を図ることができる。

そのため、雇用効果が見込まれる製造業をはじめ、若者の雇用の受け皿となる事務系企業や本社機能の誘致にチャレンジし、地元での雇用を創出することにより、多くの若者の定着を図る。

また、製造業等の受け皿となる工業団地や、事務系企業が入居するオフィスビルの整備を進めるとともに、地元市町と連携して積極的に企業誘致に取り組む。

(6) 起業の促進

起業（創業・新分野進出）を促進するためには、地域に蓄積された産業資源や特性を有効活用し、自立・起業意欲の高い起業家に対する総合的な支援を図る必要がある。

そのため、（公財）佐賀県地域産業支援センターや商工会等の中小企業関係団体、県工業技術センター等の試験研究機関等が互いに連携を図りながら、起業（創業・新分野進出）に関する相談・助言や、財務・技術などの専門家派遣事業、創業等支援拠点活動促進事業、県制度金融による資金供給の円滑化及び各種支援制度等に関する情報提供等の各種施策により、起業（創業・新分野進出）者等に対する研究開発から、商品化・事業化及び販路開拓までの一貫した支援を行う。

(7) 商業の振興

人口減少社会の進展に伴い、商業の担い手やマーケットの縮小が進む中で、魅力ある個性なお店を増やすことができるよう、若者や女性等による新規出店、ネット通販などのICTを活用した販売促進、地域が一体となって取り組む魅力ある商業空間づくり、空き店舗を資産と捉えた前向きな取り組み等に対し支援し、地域商業の活性化を図る。

(8) 観光又はレクリエーション

恵まれた自然景観や、豊かな歴史・文化資源など佐賀らしい「本物」の観光資源を活かした観光地域づくりを推進するとともに、広域観光ルートの確立を促進する。

観光資源の発掘や磨き上げ、そのために必要となる地域における観光の担い手育成を図るほか、受入体制の整備、ターゲットに応じた的確な情報発信の一層の充実を図る。

(9) 港湾の整備

港湾は、交通の拠点であるとともに、産業の振興についても重要な役割を果たしており、防波堤、護岸、物揚場等の整備を図る。

事業名	事業内容
(1) 農業の振興	土地基盤整備事業 ①県営かんがい排水事業 ・多久導水路地区（多久市） 用水路 24,970m、用排水路 3,440m、附帯工 一式 ・羽佐間水道地区（多久市・江北町） 用水路 1,450m、用排水路 3,410m、附帯工 一式 ②県営中山間地域総合整備事業 ・北多久地区（多久市） 区画整理、農道、用排水路等 98ha ③県営ため池等整備事業 ・西山谷地区（多久市） 堤体工 ・黒石原地区（唐津市相知町） 堤体工 ・櫛の谷第2溜（唐津市相知町） 堤体工 ・大野第2地区（唐津市相知町） 堤体工 ・吉治地区（唐津市相知町） 堤体工 ・下田木場地区（唐津市相知町） 堤体工 ・不動寺地区（大町町） 堤体工 ・坂田地区（白石町） 堤体工 ・坊ヶ谷地区（白石町） 堤体工 ④県営地盤沈下対策事業 白石平野地区（白石町、北方町、大町町） 用排水路 6,144ha

事業名	事業内容
<p>(3) 水産業の振興</p> <p>(4) 地場産業の振興</p> <p>(5) 企業の誘致対策</p>	<p>⑤県営防災ダム事業 岸川地区（多久市） 堤体改修工</p> <p>⑥県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 ・福富地区（白石町） 排水機場 3箇所 ・天ヶ瀬地区（多久市） ダム施設 1箇所、揚水機場 1箇所</p> <p>⑦県営海岸保全事業 廻里江地区（白石町） 堤防工 2,487m</p> <p>⑧県営農業用河川工作物応急対策事業 ・羽佐間地区（多久市） 頭首工 ・宮ノ浦地区（多久市） 頭首工</p> <p>①沿岸漁場整備開発 玄海グリーンコースト創生事業</p> <p>②漁港施設の整備 県営漁港漁村活性化対策事業 ・呼子漁港（唐津市呼子町）浮棧橋設置 ・高串漁港（唐津市肥前町）浮棧橋設置</p> <p>③漁港施設の維持・強化 県営漁港施設ストックマネジメント事業 ・高串漁港（唐津市肥前町）機能保全対策 ・名護屋漁港（唐津市鎮西町）機能保全対策 ・呼子漁港（唐津市呼子町）機能保全対策 県営漁港機能強化事業 ・名護屋漁港（唐津市鎮西町）耐震耐波性能強化</p> <p>産地再生支援事業費 新たな取組として商品開発や販路開拓を行う伝統工芸品の事業者グループに対する補助 補助率 1/2（海外展開事業 2/3） アドバイザー派遣 定額</p> <p>県税の課税免除 過疎地域において製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業</p>

事業名	事業内容
(6) 起業の促進	<p>の用に供する設備を新設・増設したものに対する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行う。</p> <p>①創業等支援拠点活動促進事業費 県内中小企業の経営資源を充実強化するためのソフト支援策を実施する体制を整備し、県内における創業・ベンチャー・経営革新を促進する。</p> <p>②さがラボ構想推進事業 起業・創業の支援促進のため、機会、場、人の3つの視点から、県全体が一つのインキュベーションスペース「さがラボ」として機能するよう取り組む。</p> <p>③県税の課税免除（再掲） 過疎地域において製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業の用に供する設備を新設・増設したものに対する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行う。過疎地域において畜産業、水産業を行う個人に関する事業税の課税免除を行う。</p>
(7) 商業の振興	<p>1) 地域商業活性化支援事業 新規出店者を空き店舗に誘致する事業や、地域が一体となって個性を活かしたまち並み景観形成を行う事業、また、地域商業の活性化に資するソフト事業に対し、市町を通じて支援を行い、地域商業の活性化を図る。 補助率 1/2</p> <p>2) 魅力ある商業者の創業・育成支援事業 新規出店（EC含む）や、ICTの活用に積極的にチャレンジする、意欲ある商業者を対象に実践的な学びの場を提供する等のソフト面での支援を行う。</p>
(8) 観光又はレクリエーション	<p>観光客等の誘致促進を図るために、観光資源の発掘や磨き上げ、そのために必要となる地域における観光の担い手育成を図るほか、受入体制の整備、ターゲットに応じた的確な情報発信の一層の充実を図る。</p>
(9) 港湾の整備	<p>港整備交付金事業 ・呼子港(先方地区) 護岸、緑地、浮棧橋</p>

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 基幹的な市町村道等の整備

過疎地域自立促進特別措置法第14条の規定による基幹的な市町村道等の県代行整備については、その重要性、周辺の国・県道との連携等に配慮し、実施する。

(2) 国・県道等の整備

本県は“幹線道路ネットワークの整備”、“暮らしに身近な道路の整備”、“道路防災の推進”の3つの柱を基本方針として道路整備を行っており、その中でも特に交通安全対策と幹線道路ネットワークの整備を重点的に進めている。国道（知事管理分）及び県道については、過疎地域間及び都市部との連携・交流の強化を基本とした道路網の整備を促進する。

また、農林道については、農業及び林業の基盤整備及び農山村の生活環境の整備に資するため整備する。

このため、国道（知事管理分）は、国道444号（白石町）をはじめ4路線、延長約10.6kmについて、県道は、多久若木線（多久市）をはじめ12路線、延長約13.1kmを整備する。

都市街路は多久武雄線（多久市）をはじめ2路線、延長540mを整備する。

林道は、角の内線をはじめ4路線、延長約8.8kmを整備する。

国道等の整備

事業名	事業内容	
国道の整備 (知事管理分)	(1) 新設	—
	(2) 改良	
	・ 444号（佐賀福富道路）	白石町
	L = 2,500m、W = 10.5m	
	・ 444号（福富鹿島道路）	〃
	L = 3,600m、W = 10.5m	
	・ 323号（柳瀬工区）	唐津市七山
	L = 550m、W = 11.0m	
・ 207号（竜王駅前工区）	白石町	
L = 220m、W = 15.0m		
・ 207号（深浦百貫拡幅工区）	〃	
L = 2,500m、W = 23.0m		
・ 207号（原田跨線橋工区）	〃	
L = 800m、W = 11.5m		
・ 444号（福富下分工区）	〃	
L = 460m、W = 12.0m		

県道等の整備

事業名	事業内容	
県道の整備	<p>(1) 新設 ー</p> <p>(2) 改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前原富士線 (上無津呂工区) L = 750m、W = 8.0m ・ 松尾湯の原線 (小副川工区) L = 525m、W = 10.0m ・ 中原三瀬線 (広瀬工区) L = 860m、W = 10.0m ・ 伊万里畑川内巖木線 (平山下工区) L = 1,700m、W = 11.0m ・ 鳥巢浜崎停車場線 (木浦工区) L = 560m、W = 7.0m ・ 高串港線 (高串工区) L = 620m、W = 8.25m ・ 多久若木線 (女山工区) L = 770m、W = 10.5m ・ 多久若木線 (長尾工区) L = 600m、W = 11.0m ・ 多久若木線 (東の原工区) L = 300m、W = 13.0m ・ 別府牛津停車場線 (納所工区) L = 1,000m、W = 10.5m ・ 武雄福富線 (蔵堂工区) L = 500m、W = 12.0m ・ 三瀬神埼線 (広滝工区) L = 550m、W = 9.75m ・ 三瀬神埼線 (岩屋工区) L = 350m、W = 8.0m ・ 江北芦刈線 (佐留志工区) L = 1,400m、W = 25.0m ・ 武雄福富線 (福富工区) L = 1,000m、W = 15.5m ・ 武雄福富線 (福吉工区) L = 1,000m、W = 16.0m 	<p>佐賀市富士町</p> <p>〃</p> <p>佐賀市三瀬村</p> <p>唐津市相知町</p> <p>唐津市七山</p> <p>唐津市肥前町</p> <p>多久市</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>武雄市北方町</p> <p>神崎市脊振町</p> <p>〃</p> <p>江北町</p> <p>白石町</p> <p>〃</p>

事業名	事業内容	
農道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多良岳公園線（多良工区） L = 600m、W=12.0m (3) 橋 梁 ー (4) 都市街路 <ul style="list-style-type: none"> 多久武雄線 L = 100m、W=16.0m 多久原中町線 L = 440m、W=16.0m (1) 新設、改良、舗装 ー 	太良町
林道の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1)新 設 <ul style="list-style-type: none"> ・角の内線 L=3,200m W= 3.0m ・三方線 L=2,000m、W= 3.5m ・袋底下嶽線 L=2,020m、W= 3.5m ・灰の元線 L=1,500m、W= 3.5m 	太良町 唐津市相知町 唐津市七山 多久市

(3) 交通確保対策

過疎地域で生活する住民の通勤・通学等、日常生活の利便性を確保するため、地方バス路線維持対策及び離島航路対策事業等の推進を図るとともに、地域の実情に応じた生活交通の確保を図る。

事業名	事業内容
地方バス路線維持対策	地域住民の生活上必要なバス路線維持に係る補助

(4) 情報通信施設整備及び情報化の促進

① 情報通信施設の整備

総務省がまとめた県内の超高速ブロードバンドの世帯カバー率は100%に達しているが、山間部や過疎地域の一部には、不感地区等となっている所がある。このようなことから、県民が情報化の恩恵を最大限に享受できる環境を形成していくため、引き続き、国や民間通信事業者（ケーブルテレビ事業者を含む。）に整備の促進を働き掛けていくとともに、市町が行う移動通信用鉄塔施設整備に対して積極的に支援する。

また、災害時における情報通信体制を充実させるとともに、地域住民が必要とする行政情報その他の地域生活に密接に関わる情報を迅速かつ確実に収集・伝達する

ため、防災行政無線をはじめ各種通信施設の構築について指導・援助を行う。

事業名	事業内容
佐賀県防災行政通信ネットワーク整備事業	佐賀県防災行政衛星通信施設の充実・強化 県本庁・県現地機関、市町、防災関係機関等に無線設備の充実・強化を図る。

② 情報化の推進

スマートフォン等の移動体通信端末の急速な普及により、手軽にインターネットサービスを利用できる環境が広がり、個人による情報の受発信が可能となってきたことから、県情報の提供に当たり、ソーシャルネットワークサービスなどの新たなコミュニケーションツールやオープンデータなど効果的に活用するとともに、市町が行う魅力ある地域情報の積極的な発信や生活環境、医療、福祉など住民生活に身近な課題にICTを利活用する取組を支援する。

また、県民の情報モラルの向上等に取り組むことで、県民の安全・安心なICT利活用を促進する。

さらに、勤務場所にとらわれない就業や起業を可能とするため、電子メール等を最大限活用した在宅勤務、テレワーク等の推進に努めるとともに、ICTを最大限活用した企業の立地促進に取り組む。

(5) 地域間交流の促進

地域が自然、歴史、伝統等の地域資源を活かして、他の地域と交流を行い、相互のニーズを充足させ、自立促進を図る事業に対して支援を行う。

4 生活環境の整備

過疎地域の立地条件に応じ、経済的で有効な污水处理施設整備手法の選定やコスト削減工法について、関係市町に対し情報提供や助言を行い、快適で衛生的な居住環境の形成が図られるよう、污水处理施設の整備を促進する。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者の保健及び福祉としては、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心していきいきと生涯を送れるよう、必要な保健福祉サービスを地域において提供できる体制の整備を推進するため、「さがゴールドプラン21（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）」に基づき、訪問介護等の居宅介護サービスの充実、介護予防・生活支援対策の推進、特別養護老人ホーム等の施設介護サービスの基盤整備及び老人クラブ、（公財）佐賀県長寿社会振興財団などの活動に対する指導援助を行う。

また、「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、「共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力あ

る社会の実現」に努める。

児童の保健及び福祉としては、安心して子どもを産み育てるという希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる佐賀県を目指し、平成27年3月に「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）」を策定した。

この計画では、「未来世代をみんなで支え、育みあう」を基本理念に、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた5つの基本施策を掲げ、切れ目ない支援を展開していく。

具体的には、「新たな出会い・結婚への支援」として、さが出会いサポートセンターの充実等や、「希望する妊娠・出産が叶う環境づくり支援」として、総合周産期母子医療センター指定の取組等や、「ゆとりや喜び・楽しさ感じる子育て支援」として、子育て支援の充実等や、「子どもの笑顔あふれる社会づくり支援」として、子育て支援取組企業の拡充等や、「子ども・若者の個性や能力を伸ばせる環境づくり支援」として、子どもを取り巻く有害環境対策の充実等を推進していく。

障害者の保健及び福祉としては、障害者が、将来に夢を持って、地域の中で健康で安心して生活し、その持てる能力を十分に発揮しながら、社会の一員としてあらゆる分野に参加、参画することができる社会の実現を目指し、「第3次佐賀県障害者プラン」に基づき、地域生活支援、社会参加、障害者理解、まちづくりの推進などの諸施策について、積極的に指導・援助を行う。

そのほか、すべての人に共通する保健及び福祉の向上及び増進として、以下のような取組を行う。

地域福祉の推進としては、誰もが住み慣れた地域で、共に支えあいながら、自らの能力を最大限に発揮し、自分らしく、安心して暮らすことができる社会づくりを促進するため、市町における「地域福祉計画」の策定を支援するとともに、「佐賀県地域福祉支援計画」に基づき、地域における福祉ネットワークの構築、地域福祉の担い手づくり、福祉サービスを適切に利用できる環境づくりを行う。また、一人ひとりの住民が住み慣れた地域で快適に暮らし、安心して社会参加できるよう、「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、建築物の充実、まちなかのUD化などの施策を推進していく。

また、各種疾病予防対策を推進する必要があるが、なかでも佐賀県において死因の第1位となっているがんの対策としては、平成26年3月に「佐賀県がんを生きる社会づくり条例」が施行されており、県民ががんを知り、がん向き合って生きる社会の実現を図るため、県民、県、市町、医療機関及び保健医療従事者、医療保険者並びに事業者の責務を明らかにするとともに、がん予防、早期発見の推進、がん医療の充実等、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

歯科保健サービスについては、佐賀県歯科医師会、佐賀県歯科衛生士会と連携し、離島

や交通事情の悪い山間部等の地域において、巡回歯科診療や歯科健診及び歯科保健指導の充実を図る。

事業名	事業内容
ホッとコミュニケーション事業	障害者の生活の質を高め、社会参加を促進するため、障害者のICT活用能力を向上させる事業（ICT教室、ICTボランティア養成・派遣、障害者ICTサポートセンター運営等）を実施する。
障害者月間	「障害者週間（12/3～12/9）」を含む1ヶ月を「障害者月間」とし、県民の理解の促進を図るため、障害の有無に関係なく県民同士が触れ合う機会を作るためのイベントを開催する。また、この期間に県内各地で開催されるイベントを掲載したチラシを作成し広く配布することで周知を行う。
福祉人材センター運営事業	福祉人材の確保を図るため、新たな福祉人材の育成や潜在的福祉人材の就労を促進する「福祉人材センター」を運営する。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者等判断能力が低下している者に対して、福祉サービスの利用に係る相談・助言・支援を行うことにより、福祉サービスの適切な利用を促進し、利用者の権利擁護を図る。
がん予防推進事業	がん検診受診者を増加させるため、がん予防知識の普及・啓発事業を行うことにより、がん検診受診者を増加させ、がん死亡者数の減少を図るとともに、がん患者・家族の支援を行う。

6 医療の確保

(1) 無医地区対策

過疎地域において、無医地区はない。準無医地区は離島の1地区（向島）であり、同地区住民の医療を確保するための巡回診療を行う唐津市に対して補助を実施する。

法第16条に基づく医療の確保

事業名	事業内容
1. 病院・診療所の整備	—
2. 患者輸送車の整備	—

事業名	事業内容
3. 巡回診療	月2回
4. 保健指導等の活動	—

(2) その他の医療の確保

離島・へき地等における医療を確保するため、自治医科大学の運営費の一部を負担し離島・へき地等の医療に従事する医師の確保を図るとともに、同大学の学生及び離島・へき地診療所等に派遣する同大学卒業医師の資質の向上を図る。

また、ドクターヘリを運航し、重症患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

事業名	事業内容
離島・へき地医療対策	(1) 自治医科大学運営費負担金 (2) 自治医科大学生研修事業 (3) ドクターヘリ運航事業

7 教育の振興

教育、スポーツ水準の向上及び生涯学習の推進を図るため、市町が行う小中学校等の教育施設、コミュニティセンターなどの集会施設、スポーツ施設等の整備に対して、必要に応じて助言を行う。

8 地域文化の振興

豊かな自然環境を活かした体験学習、古くから中国大陸・朝鮮半島と交流のあった歴史的背景を踏まえた歴史学習を行うとともに、郷土を正しく理解し郷土愛を育てるために、地域の歴史と風土に根ざした文化遺産を保護活用する。

また、市町が行う文化的遺産の保存活用に対して、積極的な指導・援助を行う。

事業名	事業内容
名護屋城跡並びに陣跡保存整備事業	本城跡、陣跡の発掘調査及び環境整備等 ○特別史跡指定地 唐津市鎮西町、同呼子町 名護屋城跡指定地 1カ所 陣跡 23カ所 ○指定地面積 約73ha

9 集落の整備（含む定住促進）

集落の活性化や地域力の維持・強化を図るため、各地域の自発的な取組に対する支援や、県内における集落支援員、地域おこし協力隊等の活動円滑化のための支援を行う。

また、人口の減少が著しい中、地域の活力を維持し定住を促進していくため、働く場の確保や美しい景観づくり、活用も含めた空き家対策の推進など定住のための共通的な条件整備を図り、事業効果が高く、優先度が高いものから実施していく。

事業名	事業内容
移住促進事業	佐賀県で暮らすことの魅力や子育て環境のよさなどを広報するとともに、移住相談のワンストップ窓口を設置し、佐賀県への新しい人の流れをつくり、地域に新しい活力を生み出すため移住促進に取り組む。

10 過疎地域市町に対する行財政上の支援

過疎地域の市町に対する行財政上の支援に係る主要な制度又は措置は、次表によるものとし、過疎地域の産業、交通通信体系、情報化、生活環境、高齢者福祉その他の保健・福祉、医療、教育、地域文化の振興、集落整備等の事業を積極的に支援する。

(1) 農業の振興

事業名	事業内容
強い農業づくり交付金	農業の生産から流通までの体質強化を図るため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に支援する。 補助率 定額（1／2以内等）
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の発揮を図るため、農業生産活動等を行う農業者に対し、平地地域との生産条件の格差を補正する直接支払交付金に対する補助 単価 急傾斜田（勾配1／20以上） 21,000円/10a 急傾斜畑（勾配15度以上） 11,500円/10a等
鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵の整備等に対する補助 補助率 1／2以内等（一部定額）

事業名	事業内容
山村活性化支援交付金	山村の持つ地域の潜在力を引き出して山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の未利用資源等を地域ぐるみで活用するための活動に対する補助 補助率 定額（1地区当たり上限1,000万円）
さが畜産自給力強化対策事業	消費者が求める高品質で、安全・安心な畜産物の生産拡大により、佐賀産畜産物の銘柄を確立するための、肥育素牛や粗飼料の自給力強化に必要な施設・機械等の整備に対する助成（平成23年度まで。但し肥育素牛の導入は平成22年度まで。） 補助率：県 1/3以内、市町 1/10以上
死亡獣畜処理対策事業	死亡獣畜の適正な処理の推進を図るため、死亡獣畜発生時における県外化製場までの輸送経費に対する補助 補助率 1/3以内
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	肉用牛肥育経営の安定を図るため、所得低下時の補てん金交付の財源となる生産者積立金に対する補助 補助率 定額
養豚経営安定対策事業	養豚経営の安定を図るため、価格下落時の補てん金交付の財源となる生産者積立金に対する補助 補助率 定額
鶏卵価格安定対策事業	採卵鶏経営の安定を図るため、価格下落時の補てん金交付の財源となる積立金に対する補助 補助率 定額
基盤整備促進事業	農業生産基盤の整備に対する補助 補助率 6.5/10～7/10以内
県単さが農業農村振興整備事業	農業生産基盤、生活環境基盤等の整備に対する補助 補助率 4.0～4.5/10以内
土地改良施設維持管理適正化事業	農業水利施設の整備補修に対する補助 補助率 6.0/10以内

事業名	事業内容
団体営農業水利施設ストックマネジメント事業	農業水利施設の整備補修に対する補助 補助率 6.5/10～7/10以内
団体営ため池等整備事業	用排水施設、利活用施設、農業用河川工作物等の整備に対する補助 補助率 8.4/10～9.2/10以内
里地棚田保全整備事業	農業生産基盤整備、土地改良施設等周辺環境の整備に対する補助 補助率 7.5/10以内

(2) 林業の振興

事業名	事業内容
造林事業	森林の持つ公益的機能の高度発揮のための植林、下刈り間伐等の森林整備に対する補助 補助率 48/100～60/100以内
間伐等森林整備促進対策事業	効率的な間伐実施のための基盤整備を行い、県産木材の生産拡大を図るための、搬出間伐及び高性能林業機械等の導入に対する補助 補助率 間伐 定額（県が設定する1ha当たりの額） 森林作業道 定額（2千円/m以内） 高性能林業機械 定額（6/10以内） 機械保管倉庫 定額（4.5/10以内）
林業・木材産業構造改革対策交付金事業	林業の持続的発展と林産物の安定的な供給を図るための、高性能機械の整備や林産物の加工施設整備等に対する補助 補助率 33/100～50/100以内
林道開設事業	森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全、山村地域の定住基盤等の整備を行うための林道開設に対する補助 補助率 50/100～70/100以内

(3) 水産業の振興

事業名	事業内容
地域漁港整備事業 広域漁港整備事業	水産基盤整備計画に基づき行う漁港施設の整備に対する補助 補助率 本土 50/100 ~ 65/100以内 離島 68/100 ~ 85/100以内
漁港機能高度化事業	漁港施設の維持補強、局部的な改良等の事業に対する補助 補助率 本土 50/100 ~ 65/100以内 離島 68/100 ~ 85/100以内
漁港漁村活性化対策事業	漁港の機能向上と高度利用、漁村における交流促進を目的とした活性化対策に対する補助 補助率 本土・離島 60/100 ~ 65/100以内
漁港施設ストックマネジメント事業	漁港施設の機能保全対策（長寿命化対策）に対する補助 補助率 本土 50/100 以内 離島 55/100 ~ 80/100 以内
漁港小規模事業	国の補助事業に合致しない漁港施設の維持補強若しくは局部的な改良に対する補助 補助率 本土・離島 1/4 以内
強い水産業づくり交付金事業	所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組みに対する補助 補助率 1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内
小型魚礁設置事業	国庫補助の対象とならない小型魚礁の整備に対する補助 補助率 1/2 以内
小規模漁場改良事業	国庫補助の対象とならない小規模漁場の客土浚渫等に対する補助 補助率 1/2 以内
漁業近代化小規模施設整備事業	国庫補助の対象とならない漁船漁場近代化施設や流通改善施設の整備に対する補助 補助率 1/3 以内

(4) 企業の誘致対策

事業名	事業内容
産業関連施設整備事業費補助事業	<p>産業関連施設（取付道路、橋梁、工業用水道、下水路、排水路、光ケーブル等）の整備に対する補助</p> <p>補助率 1/2以内 限度額 1億円</p> <p>但し、開発規模が10ha未満については、次のとおりとする。</p> <p>10ha未満～5ha以上 5千万円 5ha未満～2ha以上 2千万円 2ha未満 1千万円</p> <p>なお、工業用水として、佐賀県東部工業用水道を引き込む場合、及び光ケーブルを新たに整備する場合については、限度額なしとする。</p>
工場用地取得事業費利子補給事業	<p>工場用地（3ha以上）の取得及び造成に係る地方債又は借入金の利子支払額について補助</p> <p>利子補給率 利子支払額の1/2以内 利子補給期間 5年以内</p>
さが創生市町工業団地整備推進事業	<p>地方創生戦略期間内(H27～H31)における工業団地（3ha以上）の造成費用の1/2を県が負担</p>
さが創生オフィススペース創出事業	<p>地方創生戦略期間内(H27～H31)における企業誘致のためのオフィススペース創出に対する補助</p> <p>補助率 1/2以内</p>

(5) 交通通信体系の整備

事業名	事業内容
<p>(交通)</p> <p>公共団体土地区画整理事業費補助</p>	<p>区画整理事業区域内に都市計画として決定された県道を含み、国の補助を受けて行う公共団体土地区画整理事業に要する経費に対する補助</p> <p>補助限度額 $P = (B/A) * C * 0.233$</p> <p>A：用地買収方式により算定した都市計画道路事業 B：Aのうち用地買収方式により算定した県道事業費</p>

事業名	事業内容
離島航路対策事業	C：当該年度国庫補助基本額 特定離島航路補助 特定離島航路事業の欠損に対する補助 補助率 3/4以内 県単離島航路補助 県単離島航路事業の欠損に対する補助 補助率 3/4以内
(通信) 移動通信用鉄塔施設整備事業(電波遮へい対策事業)	携帯電話等の移動通信サービスの利用可能地域を拡大するための移動通信用鉄塔施設整備に対する補助 補助率 事業費の7/9以内

(6) 生活環境の整備

事業名	事業内容
公共下水道事業 (特定環境保全公共下水道を含む。)	市街地及び農山漁村における下水道整備に対する補助 国庫補助率 管渠 5/10 以内 終末処理場 5.5/10 以内 県費補助(整備促進交付金)【平成29年度交付分まで】 基本補助率1.5%×市町村補正(財政力指数等) ”(先導的交付金)【平成29年度交付分まで】 起債額から交付税措置額を除いた額の1/2以内
農業集落排水事業	農村地域において実施する農業集落排水施設の整備に対する補助 国庫補助率 5/10 以内 県費補助(整備促進交付金)【平成29年度交付分まで】 0.75/10 以内 ”(先導的交付金)【平成29年度交付分まで】 起債額から交付税措置額を除いた額の1/2以内
漁業集落環境整備(漁業集落排水)事業	漁業集落において実施する漁業集落排水施設の整備に対する補助

事業名	事業内容
浄化槽設置整備事業	国庫補助率 5/10 以内 県費補助（整備促進交付金）【平成29年度交付分まで】 本土 0.75/10 以内 離島 1/10 以内 浄化槽設置者に対し補助を行っている市町に対する補助 国庫補助率 市町が補助した額の1/3以内 県費補助率 市町が補助した額の1/3以内
浄化槽市町村整備推進事業	市町が設置主体となって実施する浄化槽整備に対する補助 国庫補助率 1/3 以内 県費補助（整備促進交付金）【平成29年度交付分まで】 0.75/10 以内 “（先導的交付金）【平成29年度交付分まで】 起債額から交付税措置額を除いた額の1/2以内
消防防災施設等整備事業	市町の消防施設等の整備費に対する補助 補助率 5.5/10、1/2、1/3 以内

(7) 高齢者等保健及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
地域介護・福祉空間整備等交付金	地域支え合いセンターの整備に対する補助等 補助率 定額
佐賀県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）	地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型施設等の整備に対する補助 補助率 定額
地域生活支援事業	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町及び県が、地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施するための補助。 補助率 国1/2以内 県1/2以内

事業名	事業内容
地域共生ステーション推進 事業費補助	地域において高齢者、障害者、児童等誰もが自然に集い、介護や見守り等の多様なサービスで支え合う拠点を整備し、地域住民、NPO、福祉関係者等による地域福祉のネットワークの形成を図るための補助。 補助率 1/2
地域子ども・子育て支援事業費補助	延長保育、一時預かり、病児保育にかかる費用に対する補助 補助率 1/3（一部1/2）以内
地域子ども・子育て支援整備費補助	放課後児童クラブ専用室整備に対する補助 補助率 1/3以内
児童厚生施設整備費補助	児童館・児童センターの施設整備に対する補助 補助率 1/3以内

(8) 医療の確保

事業名	事業内容
へき地診療所運営費補助	へき地診療所運営費の赤字に対する補助 補助率 2/3以内
へき地診療所設備整備費補助	へき地診療所の設備整備費に対する補助 補助率 1/2以内
離島医療対策補助	離島への医師及び看護師の派遣に伴う雇上げ料等に対する補助 補助率 1/2以内

(9) 教育の振興

事業名	事業内容
公立学校等施設整備費補助 (学校給食施設整備)	学校給食に必要な施設設備の整備に対する補助 補助率 1/2、1/3（更新）以内
公立学校等施設整備費補助 (学校体育諸施設整備)	水泳プール、中学校武道場建築に対する補助 補助率 1/3以内

事業名	事業内容
公立学校等施設整備費補助 (社会体育施設整備)	地域スイミングセンター、地域水泳プール、地域スポーツセンター、地域武道センター、地域屋外スポーツセンターに対する補助及び社会体育施設耐震化に対する補助 補助率 1/3以内
公立学校等施設整備費補助	公立学校の施設整備に対する補助 1 小中学校校舎等の新增築事業 補助率 1/2 2 小中学校の統合校舎等の新增築事業 // 5.5/10 3 // 危険建物の改築事業 // 5.5/10 4 // 不適格建物の改築事業 // 5.5/10 5 津波移転改築事業 // 1/2 6 地震防災対策事業 // 1/3、1/2、2/3 7 長寿命化改良事業 // 1/3 8 大規模改造事業 // 1/3 9 小中学校の学校統合に伴う既存施設の改修事業 // 5.5/10 10 // へき地教員住宅等整備事業 // 1/2、5.5/10 11 屋外教育環境施設整備事業 // 1/3 12 小中学校の木の教育環境整備事業 // 1/3 13 // 地域・学校連携施設整備事業 // 1/3 14 幼稚園施設の整備事業 // 1/3、1/2、2/3 15 防災機能強化事業 // 1/3 16 太陽光発電等導入事業 // 1/2
総合型地域スポーツクラブ育成事業費補助	総合型地域スポーツクラブ育成に対する補助 補助率 1/2以内
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園に就園する満3歳、4歳、5歳児の保護者で所得の低い者に対して行う就園奨励事業に対する補助 補助率 1/3以内
へき地児童生徒援助費等補助	へき地等の小中学校におけるスクールバス・ボート等購入費、寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費、遠距離通学費及び保健管理費に対する補助 補助率 1/3～2/3以内
理科教育等設備整備費補助	理科、算数及び数学に関する教育のための設備の整備費に対

事業名	事業内容
特別支援教育就学奨励費補助	<p>する補助 補助率 1/2以内</p> <p>小中学校の特別支援学級の就学に係る保護者等の負担の軽減のための補助 補助率 1/2以内</p>
要保護児童生徒援助費補助	<p>経済的に就学困難な児童又は生徒の保護者に対する学用品費等、医療費及び学校給食費に対する補助 補助率 1/2以内</p>

(10) 地域文化の振興

事業名	事業内容
国指定等文化財関係事業補助	<p>国指定文化財の保存修理に対する補助 補助率 国庫補助(1/2) 残の1/2以内、又は1/3以内</p> <p>国史跡指定地の土地買い上げに対する補助 補助率 国庫補助(8/10) 残の1/2以内</p> <p>開発に伴う事前発掘調査に対する補助 補助率 国庫補助(1/2) 残の1/2以内、1/2以内</p>
県指定文化財関係事業補助	<p>県指定文化財に対する補助 補助率 補助対象経費の1/2以内、又は3/8以内</p>

(11) 集落の整備

事業名	事業内容
自発の地域創生プロジェクト	<p>県内各地域の様々な実態・実情に応じ、県が市町と連携し、課題意識の共有、知識・ノウハウ等の習得、人的資源確保、気運の醸成等を図るための支援 補助率 定額</p>
さが未来スイッチ交付金	<p>法令上の過疎地域に限らず、人口減少やこれに伴う地域の活力低下が顕著な地域に対して市町が実施する事業に対する補助</p>

事業名	事業内容
七色の島づくり事業 (離島漁業再生支援交付金含む)	補助率 1 / 2 以内 離島の自立的発展を促進するため、各島の住民自らが計画を作成し、その将来像に向け実施する取組に対する補助。 補助率 定額 5,000 千円 (離島漁業再生支援交付金分については 1 / 2 以内)

(12) その他

事業名	事業内容
公営競技収益金貸付基金貸付	公共施設の整備等に要する資金の貸付。 (貸付利率) 財政融資資金の貸付利率の 2 分の 1 (小数点以下第二位未満切捨て。年 3.5 % を上限) (償還期間) 10 年 (貸付年度据置) (限度額) 最低 100 万円 最高 1 億円